

品川区認可保育所等一時預かり事業補助金交付要綱

制定 令和5年8月9日 区長決定 要綱第155号

(目的)

第1条 この要綱は、子育てに係る保護者の負担を軽減するため、認可保育所等において一時的に預かることが望ましいと認められる児童を預かること（以下「一時預かり事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、当該事業の円滑な実施を図り、もって家庭における養育支援および児童福祉の増進に資することを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる国および地方公共団体以外の者が設置する、品川区の区域内に所在する施設もしくは事業を運営する事業者とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条の規定により区の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する施設

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(2) 子ども・子育て支援法第43条の規定により区の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業

ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

(3) 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月20日付12福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所

2 区長は、次のいずれかに該当する補助対象事業者に対しては、補助金の一部または全部を交付しないことができる。

(1) 児童福祉法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）またはこれらの法律に基づく命令の規定に違反したものまたは違反した者が設置するもの

(2) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長および地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないものもしくは改善の見込みがないものまたは改善しない者もしくは改善の見込みがない者が設置するもの

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の

各号に掲げるものとする。

(1) 一般型一時預かり事業

「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙「一時預かり事業実施要綱」(以下「国実施要綱」という。)4(1)に規定する一般型により実施する、一時預かり事業専用の保育室の確保および保育士等配置を行って主として非在籍園児(保育所、認定こども園、小規模保育事業所および家庭的保育事業所に通っていない、または在籍していない児童のことをいう。以下同じ。)を一時的に受け入れる事業をいう。

(2) 余裕活用型一時預かり事業

国実施要綱4(4)に規定する余裕活用型により実施する、利用定員総数を満たしていない施設において、その空きを活用して主として非在籍園児を一時的に受け入れる事業をいう。

(3) 都単独型一時預かり事業

「東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱」(平成7年10月23日付7福子推第276号)第3・1に規定する都単独型により実施する、主として非在籍園児を通常保育の利用定員を超えて受け入れるもの、または利用定員とは別に設けられた定員枠で受け入れる事業をいう。

(対象児童)

第4条 補助対象事業の対象者は、主として非在園児であって、品川区内に居住する生後満4カ月から小学校就学前までの児童とする。ただし、特別な支援を要する児童および集団保育が困難である児童等については、補助対象事業者において安全な保育が可能と認められた場合に限る。

(要件等)

第5条 この要綱による補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 設備および職員配置基準等

第3条第1号および第2号に規定する事業については、国実施要綱に、同条第3号に規定する事業については、東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱にそれぞれ定める設備基準、保育内容および職員配置基準等を遵守すること。

(2) 利用者負担額

利用者負担額については、以下のとおりとすること。

ア 保護者が負担する金額は、補助対象児童一人につき、一時間あたり500円、一日あたり2,000円を限度として補助対象事業者が設定する。なお、保育において提供される便宜に要する費用の額を、別途実費徴収する場合に

についてはこの限りではない。

イ 補助対象事業者は、利用者負担額および保育において提供される便宜に要する経費として保護者から徴収するものについて、あらかじめ書面により一時預かりの利用を希望する保護者に説明しなければならない。

ウ 一時預かり利用料および保育において提供される便宜に要する経費として別途徴収されるものは、補助対象事業者が定める方法により、保護者が直接支払うものとする。

(3) 届出

第3条第1号および第2号に規定する事業については、児童福祉法第34条の12第1項および児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の33に規定する届出を行うこと。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、対象児童一名につき一日あたり8,000円とする。

(補助事業の認定申請)

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業を実施しようとするときは、品川区認可保育所等一時預かり事業実施申請書(第1号様式)に区長が必要と認める書類を添付して、申請しなければならない。

(内容変更等の申請)

第8条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、それぞれ当該各号に定める申請書または届出書に必要な書類を添付して、区長へ提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の内容を変更するとき

品川区認可保育所等一時預かり事業認定内容変更申請書(第2号様式)

(2) 補助対象事業を休止するとき

品川区認可保育所等一時預かり事業休止届(第3号様式)

(3) 補助対象事業を廃止するとき

品川区認可保育所等一時預かり事業廃止届(第4号様式)

(申請の承認)

第9条 区長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、内容を承認する場合は品川区認可保育所等一時預かり事業に係る承認通知書(第5号様式)により、内容を承認しない場合は品川区認可保育所等一時預かり事業に係る却下通知書(第6号様式)により設置者へ通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 この要綱による補助金の交付を受けようとする補助対象事業者(以下「申請者」という。)は、別に定める期日までに品川区認可保育所等一時預かり事業補助金交付申請書(第7号様式)に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、
適当と認めた場合は、補助金の交付決定(補助金の交付内容の変更決定を含む。以下
同じ。)を行い、品川区認可保育所等一時預かり事業補助金交付決定通知書(第8号
様式)により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、区長に対し、
品川区認可保育所等一時預かり事業補助金請求書(第9号様式)により、補助金の支
払を請求するものとする。

2 前項の規定による補助金の請求は、別に定める期日までに、それぞれ行わなければ
ならない。

(補助金の交付)

第13条 区長は、前条の規定による請求があった場合は、関係書類を審査し、適当と
認めたときは、当該請求に係る補助金を当該補助対象事業者に交付するものとする。

(交付の条件)

第14条 この補助金は、次に掲げる条件を付して交付する。

(1) 事情変更による決定の取消し等

区長は、交付決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたとき
は、この交付決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの交付決定の内容も
しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち
既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) 事故報告等

申請者は、補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由お
よび状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 状況報告

申請者は、区長の求めに応じて、補助対象事業の遂行の状況に関し書面により
報告しなければならない。

(4) 遂行命令および遂行の一時停止命令

ア 区長は、申請者が提出する報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)
第221条第2項の規定による調査等により、補助対象事業がこの補助金の
交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認める
ときは、申請者に対しこれらに従って補助対象事業を遂行すべきことを命ず
る。

イ 申請者がアの命令に違反したときは、区長は、申請者に対し、当該補助対象
事業の一時停止を命ずることができる。

(5) 決定の取消し

ア 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(ア) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他この交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

イ 区長は、アの規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の交付決定の全部または一部を取り消された申請者から、交付した補助金の全部または一部を返還させるものとする。

ウ 区長は、アの規定による補助金の交付決定の取消しをしたときは、品川区認可保育所等一時預かり事業補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(6) 違約金

申請者は、前号の規定によりこの交付決定の全部または一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(7) 他の補助金等の一時停止等

区長は、申請者に対し、補助金の返還を命じ、申請者が当該補助金、違約加算金の全部または一部を納付しない場合において、申請者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(8) 補助対象事業者の運営に係る留意事項

この補助金の交付を受ける申請者は、第2条第1項各号に規定する施設または事業の運営に当たっては、当該施設または事業の運営に係る関係法令等に留意し、これらを遵守しなければならない。

(9) 帳簿および関係書類の整理保管

この補助金の交付を受ける申請者は、補助事業に係る収入および支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

(10) 消費税仕入控除税額の報告

ア この補助金の交付を受ける申請者は、補助対象事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入

控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区認可保育所等一時預かり事業補助金消費税仕入控除税額報告書（第11号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。ただし、この補助金の交付を受ける申請者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

イ 区長は、アの規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。

ウ 区長は、補助対象事業者がアの規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地

代表者氏名

品川区認可保育所等一時預かり事業実施申請書

品川区認可保育所等一時預かり事業補助金交付要綱第7条の規定により、品川区一時預かり事業補助対象施設・事業の認定を申請します。

施設名	
施設の種類	
施設の所在地	

事業の種類	
事業の内容	
利用定員	
事業開始予定年月日	年 月 日
面積および構造	施設の面積 m ² 保育室 m ² 乳児室またはほふく室 m ² 建物の構造 造 階建（平面図を添付）
主な職員の氏名	
<input type="checkbox"/> 職員名簿（全ての職員を記載） <input type="checkbox"/> 主な職員の履歴書・資格証の写し <input type="checkbox"/> （別紙1）事業計画書（付表1、2） <input type="checkbox"/> 定款その他の基本約款	
<input type="checkbox"/> 資金収支予算書 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 募集要項・パンフレット等	

別紙1の付表1

年度 品川区認可保育所等一時預かり事業
事業計画書(付表1)

1. 一時預かり事業概要

施設	施設名							
	所在地							
	利用定員(人)							
	※一時預かり事業開始 予定年月の初日現在	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
設置者	設置者							
	代表者							
	所在地							
事業の詳細	(1)事業の目的							
	(2)利用定員							
	(3)対象児童							
	(4)申込方法							
	(5)実施日時							
	(6)利用料							

別紙1の付表2

年度 品川区認可保育所等一時預かり事業
事業計画書(付表2)

2. 利用児童一覧

No.	施設名称 A	利用定員(人) B		対象 事業 C	延べ利用児童数 E													単価 (人/円) F	補助額 G	
					利用時間 D	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			計
			内訳	一般型	4時間未満	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	8,000	円
					4時間以上															
					計															
				余裕活用型 または 都単独型	4時間未満													合計		
					4時間以上															
					計															

(注)

- 1 「A」欄は、施設名を記入すること。
- 2 「B」欄は、一般型の場合のみ記入すること。
- 3 「C」欄は、一般型の場合のみ利用定員を記入すること。

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地

）

代表者氏名

品川区認可保育所等一時預かり事業認定内容変更申請書

品川区認可保育所等一時預かり事業補助金交付要綱第8条第1号の規定により、品川区一時預かり事業の認定内容の変更を申請します。

施設名	
施設の種類	
施設の所在地	

変更事項	(変更前)					
	(変更後)					
変更の理由						
変更年月日		年		月		日

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地

代表者氏名

品川区認可保育所等一時預かり事業休止届

品川区認可保育所等一時預かり事業補助金交付要綱第8条第2号の規定により、品川区一時預かり事業休止届を提出します。

施設名	
施設の種類	
施設の所在地	
事業休止年月日	年 月 日
休止の理由	
現に便宜を受けている乳幼児に対する措置	
休止期間	年 月 日から 年 月 日まで

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地

代表者氏名

品川区認可保育所等一時預かり事業廃止届

品川区認可保育所等一時預かり事業補助金交付要綱第8条第3号の規定により、品川区一時預かり事業廃止届を提出します。

施設名	
施設の種類	
施設の所在地	
事業廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
現に便宜を受けている乳幼児に対する措置	

第5号様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

設置者名 様
（施設・事業所名 ）

品川区長



品川区認可保育所等一時預かり事業に係る承認通知書

年 月 日付で届出のあった品川区認可保育所等一時預かり事業実施申請書について、内容を審査した結果、品川区認可保育所等一時預かり事業補助金交付要綱第9条に基づき、承認することと決定したので通知します。

記

1 承認の内容

2 承認決定日

年 月 日

第6号様式（第9条関係）

第 年 月 日

設置者名 様
（施設・事業所名 ）

品川区長



品川区認可保育所等一時預かり事業に係る却下通知書

年 月 日付で届出のあった品川区認可保育所等一時預かり事業実施申請書について内容を審査した結果、品川区認可保育所等一時預かり事業補助金交付要綱第9条に基づき、申請を却下いたします。

記

1 却下理由

2 却下決定日

年 月 日

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名
（所在地）

代表者氏名

年度 品川区認可保育所等一時預かり事業補助金交付申請書

品川区認可保育所等一時預かり事業補助金交付要綱第10条の規定により、品川区認可保育所等一時預かり事業補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額 金 _____ 円
- 2 （別紙2）一時預かり事業実績内訳書（付表1，2）
- 3 一時預かり利用申込書、領収書の写し、利用日および利用時間の分かる資料

別紙2の付表1

年度 品川区認可保育所等一時預かり事業
事業実績内訳書(付表1)

1. 一時預かり事業概要

施設	施設名							
	所在地							
	利用定員(人)							
	※一時預かり事業開始 予定年月の初日現在	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
設置者	設置者							
	代表者							
	所在地							
事業の詳細	(1)事業の目的							
	(2)利用定員							
	(3)対象児童							
	(4)申込方法							
	(5)実施日時							
	(6)利用料							

別紙2の付表2

年度 品川区認可保育所等一時預かり事業
事業実績内訳書(付表2)

2. 利用児童一覧

No.	施設名称 A	利用定員(人) B		対象 事業 C	延べ利用児童数 E													単価 (人/円) F	補助額 G			
					利用時間 D	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			計		
			内訳	一般型	4時間未満	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	8,000	円	
					4時間以上																	
					計																	
				余裕活用型 または 都単独型	4時間未満															合計		
					4時間以上																	
					計																	

(注)

- 1 「A」欄は、施設名を記入すること。
- 2 「B」欄は、一般型の場合のみ記入すること。
- 3 「C」欄は、一般型の場合のみ利用定員を記入すること。

第8号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

設置者名 様
（施設・事業所名 ）

品川区長



年度 品川区認可保育所等一時預かり事業補助金交付決定通知書

年度品川区認可保育所等一時預かり事業補助金について、品川区認可保育所等一時預かり事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

交付決定金額 円



年 月 日

品川区長 あて

年度 品川区認可保育所等一時預かり事業補助金請求書

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金額										

年度品川区認可保育所等一時預かり事業補助金について、上記金額を請求します。

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地）

代表者氏名 印

第10号様式（第14条関係）

第 年 月 日 号

設置者氏名 様
（施設・事業所名）

品川区長



年度 品川区認可保育所等一時預かり事業補助金
交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号により通知しました、年度品
川区認可保育所等一時預かり事業補助金の交付決定について、下記の理由で取り消し
ましたので通知します。

記

取消し理由

第11号様式（第14条関係）

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所
設置者名（法人名）
施設・事業名
（所在地 ）
代表者氏名

年度 品川区認可保育所等一時預かり事業補助金
消費税仕入控除税額報告書

年度に交付を受けた品川区認可保育所等一時預かり事業補助金のうち、品川区認可保育所等一時預かり事業補助金交付要綱第14条第11号の規定に基づき、消費税および地方消費税の仕入控除税額を下記のとおり報告します。

記

1. 確定申告年月日

2. 決算期間

3. 消費税および地方消費税の申告の有無

4. 仕入控除税額の計算方法

5. 消費税および地方消費税
の仕入控除税額

金 _____ 円

※ 積算根拠となる資料を添付してください。